

入札公告

一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか入札説明書等に定める事項を承知の上、応募すること。

令和8年7月14日

社会福祉法人鳥取県厚生事業団

理事長 廣瀬 龍一

1 入札対象案件

発注機関	社会福祉法人鳥取県厚生事業団（以下、「事業団」という。）
名称	鳥取県厚生事業団所有建物等に係る火災保険契約
契約場所	仕様書別表1のとおり
仕様	入札説明書及び仕様書による
契約期間	令和8年7月31日から令和11年7月31日まで（3年間）

2 入札参加者の条件

単独・共同企業体の別	単独
本店所在地	不問とする。ただし、鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。
入札参加資格	（1）損害保険代理店であって法人格を有すること。 （2）令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が役務の提供その他の委託等（損害保険）に登録されている者、又は国・地方公共団体においてこれと同等の資格を有する者であって、本店、支店、営業所又はその他の事業所を鳥取県内に有する者であること。ただし、入札参加希望者が競争入札参加資格を有しない場合であっても、引受保険会社が当該資格及び事業所要件を満たしていれば足りるものとする。 （3）その他、入札説明書に記載のとおり。

3 応募方法

（1）入札参加申請と入札参加資格の決定

提出場所及び様式の交付場所	以下に持参すること。（祝日を除く月曜から金曜の午前9時から午後5時の間） 鳥取県鳥取市伏野2259番地43 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 事務局 ※様式は事業団ホームページからダウンロードすること。 （URL）https://www.tottori-kousei.jp/
入札参加申込書類	入札参加資格確認書（様式第1号）
提出期限	令和8年7月22日（水）午後5時まで
提出部数	1部
郵送の可否	可（ただし、提出期限必着）
審査結果の通知	令和8年7月23日（木）午前11時までに入札参加資格審査決定通知書をファクシミリで通知する。

（2）入札手続

入札方法	紙入札
質問書提出期限	令和8年7月24日（金）正午まで
回答期限	令和8年7月28日（火）午後4時まで
入札日時	令和8年7月30日（木）午後1時30分 即時開札
入札会場	鳥取市伏野2259番地43 伏野つばさ園会議室
入札保証金	開札日に有効な入札参加資格を有している者に限り免除とする
最低制限価格	設定しない
その他	郵便等による入札は認めない。

4 入札説明書等の閲覧場所

閲覧場所	事業団ホームページ
配布場所	事業団ホームページからのダウンロードとする。

5 その他

問合せ先	鳥取県鳥取市伏野2259番地43 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 事務局 担当：総務企画課 端戸（はしど） 電 話 0857-59-6033 ファクシミリ 0857-59-6055 電子メール honbu_soumu3@tottori-kousei.jp
------	--

入 札 説 明 書

この入札説明書は、社会福祉法人鳥取県厚生事業団（以下、「事業団」という。）が行う一般競争入札に参加しようとする者（以下、「入札参加希望者」という。）が、熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにしたものである。

1 競争入札に付する事項

入札公告「鳥取県厚生事業団所有建物等に係る火災保険契約」（以下、「公告」という。）のとおりに従うこと。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 損害保険代理店であって法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が役務の提供その他の委託等（損害保険）に登録されている者、又は国・地方公共団体においてこれと同等の資格を有する者であって、本店、支店、営業所又はその他の事業所を鳥取県内に有する者であること。ただし、入札参加希望者が競争入札参加資格を有しない場合であっても、引受保険会社が当該資格及び事業所要件を満たしていれば足りるものとする。
- (4) 鳥取県（前号の同等の資格を有する者にあつては、その発行機関）から資格（指名）停止措置を受けた期間に、当該入札の開札日が含まれていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする経営事項審査（法第27条の23第1項の審査をいう。）を受け、その結果に基づき、開札日までに改めて入札参加資格を付与されていること。

3 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する問合せ先

〒689-0201 鳥取県鳥取市伏野2259番地43

社会福祉法人鳥取県厚生事業団 事務局総務企画課

電話 0857-59-6033

電子メール honbu_soumu3@tottori-kousei.jp

(2) 業務の仕様に関する問合せ先

(1)と同じ。

(3) 入札説明書等の交付方法

事業団ホームページ(<https://www.tottori-kousei.jp/jyuhou.html>)から入手すること。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和8年7月30日(木)午後1時30分 即時開札

イ 場所

鳥取市伏野2259番地43 伏野つばさ園会議室

4 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第4号)を作成し、電子メールにより3の(1)の場所に令和8年7月24日(金)正午までに提出することとし、原則として、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問に対する回答については、令和8年7月28日(火)までに、事業団ホームページ(<https://www.tottori-kousei.jp/jyuhou.html>)によりまとめて閲覧に供する。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、入札資格に適合することを確認する書類(以下「事前提出資料」という。)を作成の上、3の(1)の場所に令和8年7月22日(水)午後5時までに提出しなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は1部とする。

ア 入札参加資格確認書(様式第1号)

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、引受保険会社が重複した場合、追加書類の提出を依頼する場合がある。

(4) 事前提出資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された事前提出資料は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

(6) 提出期限以降における事前提出資料の差し替え及び再提出は認めない。

6 入札条件

(1) 入札は、紙入札による。

(2) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状（様式第3号）を提出すること。

(3) 入札参加者は、入札書（様式第2号）に入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、当該入札の会場に持参し、提出すること。

(4) 落札決定に当たっては、消費税及び地方消費税を含む額をもって落札価格とするため、入札参加者は、消費税及び地方消費税を含む金額に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(6) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

(7) 入札者は、政令、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(8) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(9) 入札者は、入札書の記載内容についてまっ消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることはできない。

(10) 委任状及び入札書のあて名は、「社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 廣瀬龍一」とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

5の入札参加資格の確認をもって免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、過去5年間に事業団又は地方公共団体等において、同種同程度の契約実績が複数回あり、債務不履行の恐れがないと認められる場合は、契約保証金の全部又

は一部を免除する場合がある。

8 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金の納付を必要とする入札で入札保証金を納付しなかった者のした入札
- (3) 入札開始時刻までに入札場所に参加しなかった者のした入札
- (4) 委任状のない代理人の入札
- (5) 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (6) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (7) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (8) 記名押印のない入札書による入札
- (9) 金額数字の不鮮明な入札
- (10) 政令、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

9 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

10 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

11 契約書作成の要否

要

12 手続における交渉の有無

無

13 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び事前確認資料の内容について後日事実と反

することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に事業団が契約を解除するときは、受注者は違約金として入札見積金額の 100 分の 10 に相当する金額を事業団に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを関係機関に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること